

四日市市公契約条例施行規則をここに公布する。

平成26年12月26日

四日市市長

四日市市規則第55号

四日市市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市公契約条例（平成26年条例第17号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(適正な履行体制の調査)

第2条 条例第6条第4項に規定する公契約は、設計金額が50万円以上の工事の請負契約とする。

(適正な労働条件の確保に関する報告)

第3条 条例第7条第2項に規定する公契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 予定価格が1億円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託契約

第4条 条例第7条第2項に規定する報告の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 就業規則等、労働条件全般の規定に関すること。
- (2) 賃金台帳等、賃金に関すること。
- (3) 健康診断等、労働安全衛生に関すること。
- (4) 当該契約の業務に従事する労働者の最低労働賃金単価

2 条例第7条第2項に規定する報告を求められた受注者等は、第1号様式により市長等に報告しなければならない。

(公契約審議会の会長等)

第5条 条例第9条第1項に規定する四日市市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席し、かつ、事業者、労働者及び学識経験を有する者である各委員のうちそれぞれ1名以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部調達契約課において処理をする。

(審議会の運営)

第9条 前4条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月28日規則第43号)

工 事 名

住所又は所在地

氏名又は商号

印

代表者氏名

(担当者・連絡先)

四日市市では条例で、公契約に係る事業の質の向上とともに、労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保を図るため、契約締結時に請負者(下請負者及び一人親方を含む。)に対し、労働環境チェックシートの提出を義務づけています。

確認欄の該当箇所に「○」等を記入してください。

1. 労働環境に関する事項(※関係法令上義務とされるものです)

区分	項目	確認欄
労働条件等	① 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ・対象外
	② 法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)は整備されていますか。	はい・いいえ・対象外
	③ 36協定は労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。(時間外や休日労働を行う場合)	はい・いいえ・対象外
	④ 就業規則は労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	はい・いいえ・対象外
	⑤ 年5日以上の有給休暇を取得できるよう、労働者への適切な配慮を行っていますか。 ※有給付与日数が10日以上に従業員が対象です。「管理監督者」や「有期雇用契約者」も含まれます。	はい・いいえ・対象外
安全衛生	⑥ 毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ・対象外
	⑦ 事故報告書等の記録など、業務災害への対策は適正ですか。	はい・いいえ・対象外
	⑧ 健康保険・厚生年金保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ・対象外
賃金	⑨ 賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。	はい・いいえ・対象外
	⑩ 時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払われていますか。 ※月60時間を超える残業は、割増賃金率が適用されます(大企業50%、中小企業25%)。なお、中小企業は令和5年4月1日から50%に引き上げられます。	はい・いいえ・対象外
	⑪ 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払われていますか。	はい・いいえ・対象外
	⑫ 当該契約における工事に主として従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。 ※現場代理人・主任技術者・監理技術者・施工管理をする担当技術者・会社役員等は含みません。	※裏面に賃金単価等を記入
	⑬ 地域別最低賃金以上が支払われていますか。	はい・いいえ

「いいえ」に○をつけた場合は項目番号とその理由を記入してください。

項目番号	理由

2. 労働環境をさらに向上させる取り組みに関する事項等

(※関係法令上義務ではありません。現状の取り組みについて教えてください。)

区分	項目	確認欄
労働条件等	⑭ 週休2日制の実現に向けて、4週8休あるいは4週6休とするなど、対策を講じていますか。また、下請けに対しても週休2日制に配慮した工期を設定していますか。	はい・いいえ・対象外
	⑮ 残業時間の上限規制について、対応を検討していますか。 ※建設業は令和6年4月1日から適用されます。	はい・いいえ・対象外
その他	⑯ あなたは元請ですか。下請けの場合は何次下請けですか。	元請・__次下請け
	⑰ 一人親方が労災保険に加入できる特別加入制度を活用していますか。(※この設問は一人親方以外は対象外に○を記入してください。)	はい・いいえ・対象外

労働環境チェックシート(工事請負契約用)⑫用

職 種	最低労働賃金単価 (1日あたり):A	1日の労働時間:B	時給換算:A/B
特殊作業員			
普通作業員			
軽作業員			
造園工			
とび工			
電工			
鉄筋工			
鉄骨工			
塗装工			
溶接工			
運転手(特殊)			
運転手(一般)			
配管工			
交通誘導員A			
交通誘導員B			
内装工			
建具工			
見習い及び軽作業等を行う者			

【対象とする労働者】

工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当する労働者とします。

※ 現場代理人・主任技術者・監理技術者・施工管理をする担当技術者・会社役員等は含みません。

※ 雇用形態(日雇い、短期雇用等)に関係なく、専属的に工事に従事している労働者について記入してください。

【最低労働賃金単価について】

対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入してください。

あらかじめ記載していない職種の労働者は、空欄に職種を記入してください。

見習い及び軽作業等を行う者は各職種に含まず、別に記入してください。

以下の構成により算出した額を、会社所定の1ヶ月の労働日数により日単位に換算します。

※ 「基本給相当額」・「基準内手当」・「臨時の給与(賞与等)」・「実物給与」の合計額
 「基準内手当」とは、家族手当(扶養手当)・通勤手当・都市手当(地域手当)・住宅手当・現場手当・技能手当・精勤手当等

労働環境チェックシート(業務委託契約用)

委 託 名

住所又は所在地

氏名又は商号

印

代表者氏名

(担当者・連絡先)

四日市市では条例で、公契約に係る事業の質の向上とともに、労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保を図るため、契約締結時に請負者(下請負者を含む。)に対し、労働環境チェックシートの提出を義務づけています。

確認欄の該当箇所「○」等を記入してください。

1. 労働環境に関する事項(※関係法令上義務とされるものです)

区分	項目	確認欄
労働条件等	① 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	② 法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)は整備されていますか。	はい・いいえ
	③ 36協定は労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。(時間外や休日労働を行う場合)	はい・いいえ
	④ 就業規則は労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	はい・いいえ
	⑤ 年5日以上の有給休暇を取得できるよう、労働者への適切な配慮を行っていますか。 ※有給付与日数が10日以上に従業員が対象です。「管理監督者」や「有期雇用契約者」も含まれます。	はい・いいえ
	⑥ 残業時間の上限規制について、適切に対応していますか。 ※中小企業も令和2年4月1日から適用されています。	はい・いいえ
安全衛生	⑦ 毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
	⑧ 事故報告書等の記録など、業務災害への対策は適正ですか。	はい・いいえ
	⑨ 健康保険・厚生年金保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ
賃金	⑩ 賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。	はい・いいえ
	⑪ 時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払われていますか。 ※月60時間を超える残業は、割増賃金率が適用されます(大企業50%、中小企業25%)。なお、中小企業は令和5年4月1日から50%に引き上げられます。	はい・いいえ
	⑫ 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払われていますか。	はい・いいえ
	⑬ 当該契約における業務に従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。	※裏面に記入
	⑭ 地域別最低賃金以上が支払われていますか。	はい・いいえ

「いいえ」に○をつけた場合は項目番号とその理由を記入してください。

項目番号	理由

2. 労働環境をさらに向上させる取り組みに関する事項等

(※関係法令上義務ではありません。現状の取り組みについて教えてください。)

区分	項目	確認欄
労働条件	⑮ 週休2日制(4週8休)を導入していますか。	はい・いいえ

労働環境チェックシート(業務委託契約用)⑬用

※ 対象となる労働者は、当契約における業務に従事する労働者で、雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、主に専属的に当該業務に従事する労働者です。

※ 労働賃金単価は、実際に労働者に支払われる賃金を下記により1時間単価に換算した額を記入してください。

・ 時間給の場合 ⇒ 時間給の額
(円)

・ 日給の場合 ⇒ 日給の額 ÷ 1日当たりの所定労働時間
(円) ÷ (時間) = (時給 円)

・ 月給の場合 ⇒ 月給の額（基本給相当額＋諸手当）× 12月 ÷ 所定の1年間の労働時間
ただし、諸手当のうち、精皆勤手当・家族手当・通勤手当は除きます。
(月給 円) × 12月 ÷ (時間) = (時給 円)